



水 土 里 ネット ちば

Chiba Prefectural Federation of Land Improvement Association

2021 AUTUMN
Vol.
332



第27回美しい農村環境写真コンテスト銀賞 「ダイコン作り」 撮影場所：銚子市三宅町 撮影者：名雪 照子

CONTENTS

□絵 JA安房 JAグリーン館山店 資材館

- | | | |
|--------------------------------------|---|----------------------------------|
| 01 千葉県土地改良事業団体連合会による要望活動 | 08 農業事務所だより・山武農業事務所
山辺地区(ほ場整備事業)について | 23 令和3年度 千葉県 新規採用職員紹介 |
| 02 農林水産省に要請活動を実施(利根川流域調節池連絡会) | 10 農業事務所だより・長生農業事務所
流域治水の取り組みについて | 24 「森づくり活動」に参加 |
| 03 第43回全国土地改良大会 群馬大会(オンライン開催) | 14 土地改良区に係る運営及び検査について(パート10) | 25 第27回美しい農村環境写真コンテスト
審査会の開催 |
| 04 令和4年度農業農村整備事業関係予算概算要求の概要 | 18 第43回「全日本中学生水の作文コンクール」
千葉県地方審査会入賞作文の紹介 | 26 第27回美しい農村環境写真コンテスト
入選作品の講評 |
| 06 農業事務所だより・海匠農業事務所
カワヒバリガイ対策について | | |

千葉県土地改良事業団体連合会

(愛称:  水 土 里 ネット 千葉)

JA安房 JAグリーン館山店 資材館

「人が集まり“農”を支える鳥獣対策館」をコンセプトに

「有害鳥獣被害対策コーナー」を開設しました」



大型パネルにより「有害動物の特徴」、
「環境づくり」、「遭遇した時の対処」、
「出沒マップ」等々を紹介。

南房総地域はイノシシ被害の拡大に加え、千葉県特有の獣被害が増加しています。

有害鳥獣被害対策の歴史は古く、当時は村民一丸となって有害鳥獣から農作物を守り乗り越えて来ました。しかし、現在は地域の高齢化、関係性の希薄化等により効果的な対策がとれず、市街地にも姿を現す状況となっています。

JA安房では地域農業を守るため行政と連携を図り、被害状況の発信、地域住民への協力要請ができる“人が集まるハブ拠点”として「有害鳥獣被害対策コーナー」をJAグリーン館山店資材館内に開設いたしました。

また、有害鳥獣被害対策資材を多数取り揃えた専門コーナーを新設し、生産者への支援も行っています。

館山へお越しの際は、是非一度お立ち寄りください。

JAグリーン 館山店

鳥獣対策コーナー設置店舗

千葉県館山市安布里448-1

営業時間：9:00～17:00

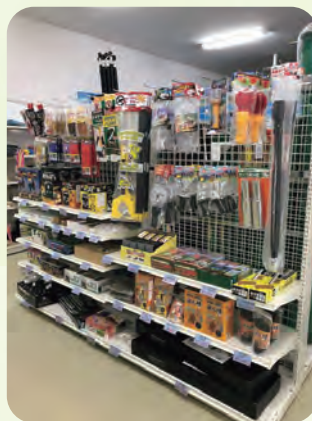
電話番号：0470-30-9211

JAグリーン 鴨川店

千葉県鴨川市八色557-1

営業時間：9:00～17:00

電話番号：04-7093-3406



対策資材・電気柵コーナー

安房農業事務所
資料提供: JA安房

千葉県土地改良事業団体連合会による 要望活動

千葉県土地改良事業団体連合会

令和3年9月2日(木)、千葉県土地改良事業団体連合会は千葉県に対し、要望活動を実施しました。

当日、千葉県土連からは、山田一夫会長職務代理者副会長、杉野宏副会長常務理事をはじめ、湯浅参事、篠原事務局長、加瀬参与の5名で熊谷俊人千葉県知事宛の要望書を、舘野昭彦千葉県農林水産部長をはじめとした県幹部に手渡し要望趣旨を説明させていただきました。



左：舘野農林水産部長 右：山田副会長



要望活動風景

【要望事項】

- 1 実施中のほ場整備事業や機構関連農地整備事業などの早期完成と新規着工に向けて必要な予算の確保
- 2 新規採択要望地区の事業化対応や長期化する事業地区への、地元に寄り添った効果的な指導と対応
- 3 土地改良施設維持管理適正化事業における 土地改良施設の整備・補修のため予算枠の拡充
- 4 土地改良区の統合や運営強化に必要な維持管理計画書作成に対する指導及び支援
- 5 多面的機能支払交付金における効果的な共同活動のための適時適切な交付

農林水産省に要請活動を実施

利根川流域調節池連絡会

令和3年7月19日(月)東葛北部土地改良区、利根土地改良区及び茨城県の菅生沼土地改良区で設立された利根川流域調節池連絡会は、進藤金日子参議院議員をはじめ5名の地元国会議員紹介のもと、農林水産大臣に対して調節池内耕作者の負担軽減に係る陳情活動を実施しました。



(左から)倉持理事長、鈴木理事長、渡辺会長、野上大臣、永岡議員、進藤議員

(要請概要)

3土地改良区管内にある田中調節池及び菅生調節池は、利根川下流域を洪水被害から守る調節池として機能することにより洪水被害に見舞われますが、その復旧に関しては何ら補償も得ておりません。



要請活動風景

近年、全国的に流域治水プロジェクトが策定されていますが、調節池内で安心して営農ができるよう復旧・復興制度の確立をしていただきたく陳情書として提出しました。

【要請概要】

調節池として機能したとき

- 1 農作物についての補償をしていただきたい
- 2 土地改良施設・農地の復旧については地元負担が生じないようにしていただきたい
- 3 流入したゴミ・土砂の排除に要する経費及び処分場所の提供を配慮していただきたい
- 4 流入水排除のために要する排水施設の運転経費について配慮していただきたい
- 5 菅生調節池の観音堀川の維持管理及び改修、田中調節池内一部排水路の維持管理を願いたい
- 6 田中調節池の越流堤移設に関して耕作者に十分な説明をしていただきたい
- 7 調節池の更なる機能向上が図られる場合、施設の新設・改修については河川管理者に実施していただきたい

第43回 全国土地改良大会【群馬大会】(オンライン開催)に参加しました。



～鶴舞う形 群馬の大地 水土里の未来へ ここから羽ばたいて～

水土里ネット千葉

令和3年10月6日(水)に全国土地改良大会群馬大会に参加しました。新型コロナウイルス感染者拡大により、昨年開催予定の本大会は順延となりました。今年度は、新型コロナウイルス感染の第5波の収束状況を注視しながらの開催でしたが、最終的に無観客によるLIVE配信開催となりました。

当連合会においては、土地改良会館大会議室にLIVE中継鑑賞用の会場を設営しました。会場には、千葉県土地改良事業団体連合会理事、関係者の皆様や職員が集まってのLIVE鑑賞となりました。

式典では、群馬県紹介映像・大会メッセージ群読から始まり、大会旗入場・国歌独唱の後、群馬県土地改良事業団体連合会の熊川栄会長から開催県挨拶、全国土地改良事業団体連合会の二階俊博会長から主催者挨拶があり、開催地を代表して群馬県の山本一太知事、高崎市の富岡賢治市長から歓迎のことばがありました。

来賓祝辞は農林水産省の安部伸治農村振興局次長、群馬県出身の小渕優子衆議院議員、また土地改良代表として、都道府県土地改良事業団体連合会会長会議顧問の宮崎雅夫参議院議員より祝辞がありました。

次に土地改良事業功績者表彰では、本県から前千葉県土地改良事業団体連合会会長の林和雄氏が農林水産省農村振興局長表彰、香取市豊浦土地改良区の篠塚正勝理事長(千葉県土地改良事業団体連合会理事)が全国土地改良事業団体連合会会長表彰を受賞されました。



▲受賞者 前列中央左：林前会長 中央右：篠塚理事長

LIVE映像にて受賞者が紹介されたのち、当連合会では、山田一夫会長職務代理者副会長から、受賞者のお二人に賞状と記念品が手渡されました。

その後、安部伸治農村振興局次長の基調講演、都道府県土地改良事業団体連合会会長会議顧問の進藤金日子参議院議員による講演がありました。



▲LIVE鑑賞の様子

大会の終わりに、大会宣言、次期開催県である沖縄県の紹介、大会旗の引継ぎが行われ沖縄県土地改良事業団体連合会古謝景春会長から挨拶があり、閉会となりました。

今回の大会はコロナ禍の中、初めての無観客、LIVE配信というこれからの時代を感じさせる大会となり、感染防止対策に対して時間短縮、講演の見送りなど様々な条件が課せられたものでしたが、参加者はLIVE中継に集中し中身の濃い大会参加となりました。

最後に千葉県からの土地改良事業功績者表彰受賞者に改めてお祝い申し上げますとともに、本大会のために長期間に渡り準備・運営をしていただいた群馬県土地改良事業団体連合会はじめ関係者の皆様には大変お世話になりましたこと、本誌面をお借りして感謝申し上げます。

農業農村整備事業関係予算概算要求の概要

千葉県農林水産部耕地課

農林水産省から令和4年度農業農村整備事業関係予算の概算要求の概要が公表されました。

農業農村整備事業3,946億円(前年度比118.4%)、農山漁村地域整備交付金693億円(前年度比116.5%)、農業農村整備関連事業625億円(前年度比120.6%)を併せて5,263億円となり前年度当初予算より818億円(前年度比118.4%)の大幅な増額要求となっています。

(単位：億円)

区 分	令和3年度 当初予算額	令和4年度 概算要求額	対前年度比
農業農村整備事業(公共)	3,333	3,946	118.4%
農山漁村地域整備交付金(公共)(農業農村整備分)	595	693	116.5%
農業農村整備関連事業(非公共)	518	625	120.6%
計	4,445	5,263	118.4%

※計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない。

重点事項(農村振興局関係主な事項抜粋)

※各事項の()内の金額は令和3年度当初予算

1 農地の最大限の利用と人の確保・育成、農業農村整備

(1)競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進

①農業農村整備事業<公共> 3,946億円(3,333億円)

農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、防災重点農業用ため池の防災・減災対策、農業用ダムの洪水調節機能強化や田んぼダムの取組拡大、農道、集落排水施設の整備等を推進

②農地耕作条件改善事業<非公共> 294億円(248億円)

農地中間管理機構による農地の集積・集約化、麦・大豆や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大等を支援

③農業水路等長寿命化・防災減災事業<非公共> 315億円(258億円)

農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援

④農山漁村地域整備交付金<公共> (農業農村整備分)693億円(595億円)

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

2 農山漁村の活性化

(1)地域の雇用創出・所得向上、地方への定住促進

①農山漁村振興交付金<非公共> 102億円(98億円)

農山漁村における定住や都市と農山漁村の交流を促進するとともに、農山漁村に関わる関係人口の創出・拡大を図るため、地域資源を活用した計画策定や各種取組の実践を支援

ア 「農山漁村発イノベーション」の推進

地域の農林水産業の継続的な実施、所得や雇用の増大を実現するため、6次産業化にとどまらない他分野との連携や新技術の活用等により、農山漁村の地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図る取組等を支援

イ 農村地域づくり事業体(農村RMO)の形成の推進

農山漁村集落の機能を補完し、地域コミュニティを維持するため、農地・水路等の保全・活用、農林水産業振興、買い物・子育て支援等の取組を行う農村地域づくり事業体(農村RMO)の形成を支援

ウ 「農泊」の推進

農泊を実施するための体制整備、観光コンテンツの磨き上げ、地域全体でのプログラム企画等の取組、ワーケーションの受け入れへの対応、食や景観を活用した高付加価値コンテンツ開発、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設の整備等を一体的に支援

エ 農福・林福・水福連携の推進

農林水産分野での障害者等の雇用・活躍の場を創出し、農山漁村の維持・発展を図るため、障害者等多様な人々が参加する市民・体験農園の開設、農福連携の普及啓発、専門人材の育成等の取組を一体的に支援

オ 都市農業の多様な機能の発揮

都市農業を振興するため、都市部での農業体験や交流の場の提供、災害時の避難地としての活用等について支援するとともに、都市農業のモデルとなる取組について複数地域を一体的に支援

カ 最適土地利用対策

農地の粗放的利用(放牧や蜜源作物等)や農地周辺部の計画的な植林等の取組をモデル的に支援し、土地利用の最適化を推進

キ 農業・農村の情報通信環境の整備

農業・農村のインフラの管理の省力化・高度化、地域活性化、スマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援

②鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進<非公共> 160億円(122億円)

農作物被害のみならず農山漁村の生活に大きな影響を与える鳥獣被害の防止に向け、都道府県が行う広域捕獲体制の構築、人材育成の充実強化、ICTを総動員した被害対策の推進等を支援するほか、森林における広域的なシカ捕獲への支援等を実施

捕獲鳥獣を地域資源として有効に活用し、ジビエ利活用の拡大につなげるため、衛生管理の知識を有する捕獲者や処理加工施設の人材の育成、処理加工施設の整備、プロモーション等による、ペットフード等を含む多様な需要拡大の取組を支援

(2)日本型直接支払の実施**①多面的機能支払交付金<非公共> 490億円(487億円)**

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農業者等で構成される活動組織が行う農地を農地として維持していくための地域活動や、地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

②中山間地域等直接支払交付金<非公共> 263億円(261億円)

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

(3)中山間地域の活性化**①中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共> 478億円(406億円)**

棚田を含む傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害等の中山間地農業の状況を踏まえ、地域特性を活かした複合経営等の多様な農業経営や棚田保全活動等を推進するほか、各種支援事業における優先枠の設定や支援の強化等により、中山間地域の多様な取組を総合的に支援

**②棚田地域の振興<非公共> (農山漁村振興交付金)102億円の内数(98億円の内数)
 (中山間地域等直接支払交付金)263億円の内数(261億円の内数)**

棚田地域振興法に基づく棚田の保全・振興に向けたモデル的な取組や、景観保全等の環境整備を支援

カワヒバリガイ対策について

海匠農業事務所

はじめに

カワヒバリガイは農業用水路の壁面や底面の目地などに固着します。そして通水阻害を発生させ、悪臭を放つなど、多数の問題を発生させる厄介な特定外来生物です。大利根用水大幹線では、通水が完了した9月上旬から、カワヒバリガイの除去作業を行っています。

大利根用水大幹線 カワヒバリガイ付着状況



除去作業

除去作業は重機と人力により行われ、幹線用水路にへばりついたカワヒバリガイをそぎ落とし、大型土のうに詰め込む作業が行われます。

除去作業



除去状況



積み込み(大型土のう)

課題 カワヒバリガイの処理

大利根用水大幹線内には、大型土のう120袋分となる大量のカワヒバリガイが毎年発生し、産業廃棄物として処分しています。この産業廃棄物の減少を目的に、本年度農研機構との連携により、水切り土のうを試験導入しその効果を検証することになりました。

大利根用水大幹線には、カワヒバリガイのほか大量の藻類が発生し、同時に除去しています。

カワヒバリガイと藻類を一緒に土のうに入れた場合、大量の水を含んだ藻類が容積の半分以上を占めることになります。

この土のう内の水分を減少させる手段として、開発されたのが水切り土のうです。

水切り土のうは、通常の土のうに比べて網目の間隔が大きく、水を排出する効果が高くなっているものの製品価格は高くなります。

水 切 り 土 の う



水切り土のう



水切り土のうへの積み込み

まとめ

幹線用水路内において、仮置きと水切りを行い産業廃棄物の減量化を行う方法もありますが、カワヒバリガイが死んで悪臭を発生させるため、あまり長い期間放置するわけにはいきません。

その点、水切り土のうは、通常の土のうに比べて製品価格は2倍程度になりますが、短期間で産業廃棄物の容量及び重量を低減する効果が期待され、すぐに搬出することができます。

今後、産業廃棄物処理施設の処理能力が不足していくことが予測されることから、現場で発生する産業廃棄物に関しても、発生量の減少を考えていくことが必要になります。

水分を多く含む産業廃棄物の処分については、水切り土のうの活用を検討していくことが必要であると考えております。

経営体育成基盤整備事業

山辺地区について

山武農業事務所

1.はじめに

山武農業事務所管内では、約10年ぶりにほ場整備事業の採択地区となる、経営体育成基盤整備事業山辺地区を紹介します。

当地区は、大網白里市の谷津あいに広がる未整備の水田地帯で、山際には数か所に集落が存在しています。その集落に居住する方が中心となり耕作を行い、当地区の農地は守られていますが、生活道路も兼ねている地区内の道路は幅が狭く、すれ違いもままならないため、農作業繁忙時期には、耕作者及び住民が大変不便している状況にあります。また、未整備であるため、いびつな区画であることや、山からのかけ流し灌漑を行い、田植え準備は上流側の田から順々に行くなど、農作業効率は非常に悪く、耕作に苦慮しています。



現況風景

2.事業概要

受益面積：34.3ha

(田 31.0ha、畑 3.3ha)

事業費：11.8億円(ソフト費含む)

事業年度：令和3年から令和10年(予定)

事業内容：区画整理工 A=34.3ha

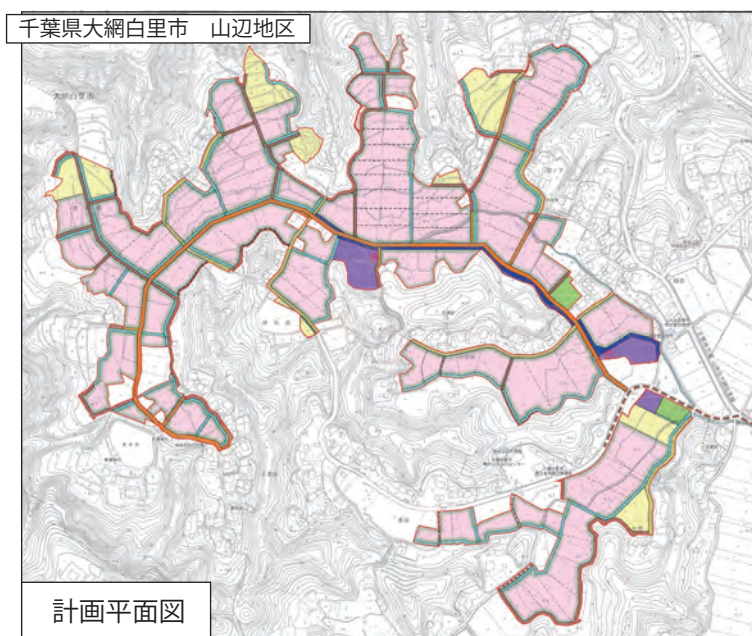
用水路工 L=5.8km

排水路工 L=6.8km

暗渠排水工 A=31.0ha

道路工 L=8.4km

関係市及び土地改良区：大網白里市
両総土地改良区



計画平面図

3. 営農計画について

現在は小規模農家による水稻中心の営農形態ですが、今後はほ場整備事業を契機に、地区の担い手として、集落営農組織を立ち上げ、その組織へ農地の利用集積・集約化を図ります。

また、併せて経営の安定化を図るため、新たにそらまめやレタス等の高収益作物の作付けを計画しており、事業採択に先立ち、試験栽培を行うこととしました。

しかし、複数人で行う営農活動に不慣れであったり、畑作物栽培経験が少ないメンバーが多いため、組織作りや、作付けの営農技術等について、大網白里市農業振興課や当事務所改良普及課の協力を得ながら、今年度も引き続き試験栽培を行っています。

実際に試験栽培を行うことで、作付け技術や作業労力を把握することはもちろんですが、組織の中での作業分担の確認ができ、試験栽培は組織の法人化へ向けたとても大切な取組となっています。



試験栽培の作業風景



そらまめを収穫



R2冬 レタス作付



R3夏 枝豆作付

4. おわりに

ほ場整備事業完了後には、農作業の効率化が図られた農地で、この新たな営農形態に取り組む集落営農組織が中心となり、山辺地区の地域農業ひいては集落の発展を支えていきます。

流域治水の取り組みについて ～一宮川の事例～

長生農業事務所

1. 流域治水とは？

“流域治水”とは、近年の気候変動などに伴う大雨により発生する水害に対して、従来の整備では防ぎ切れないことが増えてきたことから、「河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水の被害を軽減」する考え方を言います。

令和3年3月30日に、全ての一級河川水系及び12の二級河川水系で「流域河川プロジェクト」に着手し、このなかに令和元年10月豪雨で甚大な被害が発生した、長生地域を流れる一宮川も含まれています。



図1 流域治水の取り組みに関する概念図
(国土交通省「流域治水の推進」より転載)

2. 一宮川における流域治水の取り組み

1) 令和2年度の状況

令和2年度は、流域単位でどのように一宮川で“流域治水”を取り組んでいくかという「構想」をとりまとめるため、関係する自治体、県の関係組織、学識経験者などからなる「一宮川上流域・支川における浸水対策検討会」が立ち上げられ、意見交換会を含め11回の会議が行われました。

この中では、“流域治水”にあたっては、洪水を河川内で完結できないという前提から、水田や耕作放棄地等の利用が議論されましたが、農業分野では「農地」「農作物」「農業用施設」への被災が発生すること、農業補償をどのように考えるか、という点が課題として上がりました。

次に、“流域治水”の対応で「田んぼダム」の機能に期待が大きい点が明らかになりましたが、

- ①営農期間中は稲の生育時期に応じて出来る・出来ないがある
- ②稲作が大規模農家へ委託された結果、稲刈り時期が11月までかかるようになっている
- ③地域の取り組みとして、「田んぼダム」を受け入れられる余地があるのか

といった意見が出され、もともと水を溜めるという目的や機能を持つ水田でも、営農以外の目的で水を溜める量を増やすことは、簡単にはできないことが判明しました。また、上記に関連して

- ④仮に「田んぼダム」を行ったとしても、それに伴う農作物や農業用施設で発生した被害は、現行の制度では「災害」として認定されない

⑤「田んぼダム」に取り組む際の必要な費用負担や労力は誰が担うのか
といった問題点が指摘されました。

また、雨の降り方が一宮川流域で一様では無く、①上流域で降る、②中流域で降る、③下流域で降る、といった形でそれぞれ求められる対応が異なることが認識されました。

これらの議論を踏まえた結果、令和2年12月21日に「一宮川流域治水協議会」が設置されて、具体的な取り組みについて各自治体単位で設置される「部会」で検討が行われることになりました。

2) 令和3年度の状況

- 一宮川流域治水協議会は、第1回が3月23日、第2回が9月14日に行われ、前者では事業概要の説明が、後者は各自治体の部会での取り組みが報告され、活動方針が定められました。
- 茂原市、長柄町、長南町では部会が開催され、それぞれが地域の実情に合わせた「分科会」を設置して課題に取り組むことになり、各部会とも「農業分野での“流域治水”活動」についての検討が進められることになりました。

3) 学識経験者からの助言

学識経験者として参加しておられる東京大学生産技術研究所の加藤孝明教授が、協議会の場で“流域治水”の考え方を述べられていたので要約を示します。

- 今までの考え方を改め、「水害のリスクと賢く共存していく」ことが求められるだろう
- 対策は、①安全に流す、②溜める(溜めてゆっくり流す)、③被害を受け流す、の3点
- 上記の取り組みは、流域の関係者がどれだけ知恵を出せるかにかかっている
- “流域治水”は新しい試みで、この試みを一歩進める際は地域の皆さんがリスクを正しく認識することが重要

3. 一宮川流域治水で農林業が求められる取り組み

長生農業事務所は、一宮川流域治水協議会に農林業関係の県組織の委員として参加していますが、協議会での“流域治水”に関する議論を通して見ると、農林業の果たす役割について期待は大きく、①農地(水田)、②用水路・排水路、③ため池、④森林の4項目が関係すると考えられます。

この4つの項目のうち、農業農村整備分野に関係する①から③に関して、一宮川の“流域治水”においてどのような機能を果たすことができるのかを想定・検討しました。

1) 水田

- 【地形による4分類】により、立地条件による「田んぼダム」の機能が区分できる。
 - ①谷津田上流域で湛水しない水田
 - 「田んぼダム」の機能が今後期待できる
 - ②谷津田上流域で湛水する水田
 - 既に「田んぼダム」の機能が果たされている
 - ③中下流域で水が流出する水田
 - 市街地へ流出する水を抑制する「田んぼダム」を期待
 - ④中下流域で水が流入する水田
 - 市街地から流出する水を受ける「田んぼダム」を期待



図2 一宮川の流域治水のモデル図

●【地理的な4分類】は、整備状況によって区分できる。

- ①整備済み大区画 → 概ね5,000～10,000㎡
- ②整備済み小区画 → 概ね1,000～3,000㎡
- ③未整備 → 概ね1,000～2,000㎡
- ④耕作放棄地 → ②または③で発生

●【畦畔の4分類】は材質や形状で区分できる。

- ①土作りでしっかりとした構造(水を溜めやすい)
- ②土作りでやせた構造(水を溜めにくい)
- ③コンクリート畦畔(水を溜めにくい)
- ④U字溝や波板で補強された畦畔(水が溜まらない)

●土作り畦畔は上記の整備の有無で整備水準が異なる。

- ①整備済み大区画 → 畦畔を機械で構築しやすい
- ②整備済み小区画 → 畦畔を機械で構築しにくい
- ③未整備 → 畦畔を機械で構築しにくい
- ④耕作放棄地 → ②または③で発生

※近年は、整備が進んだ水田では担い手に集められて営農されており、「畦塗り」作業も機械化が進んだ結果、30cm程度の高さが確保されて、整形不良が少ない傾向がある。

●【土質の3分類】は、以下の3種類が考えられる。

- ①上流域では粘質土
- ②中流域では壤質土
- ③下流域では砂質土

※一般的に、粘質土は浸透しにくく、壤質土、砂質土と変化するにつれ浸透しやすくなるが、水田は「耕盤」という営農活動によって形成される固い層が存在するため、水は浸透しにくいと認識される。

※砂質土は耕盤があっても水の浸透はしやすい。このため、九十九里沿岸では地下水位を上げるため「地下水止め」という堰を水路毎に設け、地下水位を地域全体で高めて水を確保している。

●【地形による4分類】、【地理的な4分類】、【畦畔構造の4分類】、【土質的な3分類】から、水田の機能を分類し、「田んぼダム」の機能がどのような形で発揮されるのか」を評価する必要がある。ここでいう「評価」とは、「田んぼダム」を安全に実施できるかのリスク評価である。

●通常、「田んぼダム」といえば、1筆(1区画)ごとに水を溜めると想定されるが、畦畔がコンクリート畦畔や土作りでやせた畦畔、砂質土の水田では、1筆ごとに水を溜めることは難しい。

●しかしながら、道路で囲まれた「農区」単位で水を溜めることで、ゆっくりと水位が上下すれば、前述のような条件の水田でも、「田んぼダム」の機能を果たすことができると考えられる。



図3 土作りでしっかりした畦畔



図4 土作りでやせた畦畔(高さ12cm程度)



図5 コンクリート畦畔(高さ12cm程度)

2) 用水路や排水路

- 流域治水では、降雨前の「事前排水」が重要で、天気予報などから大雨が想定された場合には、自治体などから水門を上げて「事前排水」するよう依頼がある。
- このとき、「下流から順番に水門を上げる」形で作業しないと、上流からの水の水圧で水門を上げにくくなる事態が想定される。
- 上流の水門と下流の水門で管理者が異なる場合が想定されるため、流域や水系単位の事前調整を図るとともに、連絡網の充実が求められる。



図6 地下水止めの例(新川地区)

3) ため池

- ため池の洪水調節機能は“流域治水”でも期待されているが、長生管内のため池は歴史が古いものが多く、現在の構造では迅速に水を排水できる“流域治水”に資するため池は少ない。
- 現状では茂原市の取り組みが先駆的であるが、水位を下げる協力依頼にとどまっている。

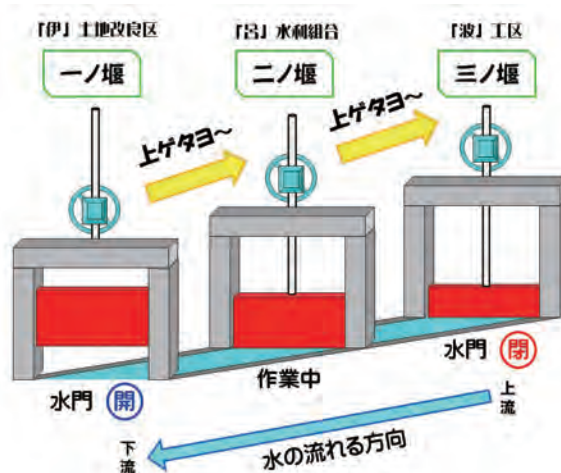


図7 事前排水の考え方

4. “流域治水”の取り組みで注意すべきこと

- 土地利用の考え方として、農地は河川で受け止められない水を受ける「田んぼダム」の役割が期待されています。従って、「農地は農地として使う」ことがこれまで以上に求められることから、農地として維持・管理することはもちろん、「田んぼダム」行われる区域において農地を他の用途に転用する際は、被害を受ける想定をした上での検討や審査が必要になってきます。
- 「田んぼダム」の取り組みにあたっては、誰が「田んぼダム」の主体になるかが問われます。多面的機能支払交付金での実施が適当と考えられますが、特定の人間(例えば担い手)に作業が集中するようなことは避ける必要があります。

5. 今後の取り組み

1) 一宮川での取り組み

- 一宮川流域治水協議会では、茂原市・長柄町・長南町でそれぞれ農業分野の取り組みを検討する「分科会」が設置され、今後「田んぼダム」等の実施に向け議論と検討が行われます。

2) 一宮川以外での取り組み

- 一宮川以外の二級河川では、「東京湾北部圏域」「東京湾南部圏域」「九十九里圏域」「房総圏域」の4つのブロックで流域治水協議会が設けられ、各水系ごとに流域治水の検討が行われることになっています。



図8 流域治水協議会設置状況

土地改良区に係る運営及び検査について

パート10

千葉県農林水産部 耕地課
団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

平成30年の土地改良法(以下「法」とします。)の一部改正に伴い、施設管理を行う土地改良区においては、令和4事業年度までの貸借対照表の作成・公表が原則義務付けられたところです。

本県内においては、令和4年度から貸借対照表導入予定の土地改良区が9割以上となっています。

御準備はいかがでしょうか?導入の概要を今号、次号にわたりとりあげます。

1 貸借対照表作成への取組(県内の状況) 令和3年6月調査

(1)貸借対照表の導入予定時期

R1までに導入済み	R2予定	R3予定	R4予定	計
3	3	5	158	169

※解散予定・休眠中の地区を除く。県内全ての土地改良区が作成義務あり。

(2)会計ソフトの導入状況

ミラウドミニ	左記以外	独自開発等	導入予定なし	検討中・未定	計
19	101	16	27	6	169

(3)資産評価対象施設のリスト化の状況

県内全ての土地改良区でリスト化済み(土地改良施設の管理を行わない土地改良区は無し)。

2 会計細則の改正はお済みですか?(会計基準の改正について) 期限:次期総(代)会までに

法改正に伴い、平成31年2月に土地改良区会計基準(会計細則例)が改正されています。新しい会計基準に対応した会計細則に改正が必要です。なお、会計細則の改正には総(代)会の議決が必要です(規約例第48条)。改正がお済みでなければ、なるべく早く農業事務所に相談しましょう。

3 関係書類の作成・公表について

期限:財務状況の公表は、組合員に会計年度の満了後の3ヶ月を経過した日までに(会計細則例)、一般に對しては総(代)会の承認の決議後(法第29条の2)。(水土里ネットちば2020年夏号vol.327参照)。

根拠	書類の名称
法第29条の2(決算関係書類)	【作成・公表するもの】 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録
土地改良区会計基準(平成31年基準) 第1 総則 1 目的及び適用範囲 (財務諸表等)	【作成するもの】 財務諸表(貸借対照表及び正味財産増減計算書)、 収支予算書、収支決算書及び財産目録

【正味財産増減計算書の作成・公表について】

正味財産増減計算書により、貸借対照表の資産及び負債の増減がどのような要因により生じたかが一目でわかるようになります。

作成:やむを得ない事情により、単式簿記会計を採用し、期末に貸借対照表を作成する場合にあっては、正味財産増減計算書の作成は必要ありません。

公表:(法では公表対象とされていませんが、複式の場合)貸借対照表の作成過程で当然に正味財産増減計算書は作成されるものであり、土地改良区の判断で公表することは差し支えありません。

(令和2年3月 農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課団体指導推進班 「土地改良区会計に関するQ&A集の項目一覧(案)に対する意見及びQ&Aに掲載しないものについての回答について」)

4 開始貸借対照表の作成

期限:令和3年度決算の理事長への提出後、速やかに

まずは開始貸借対照表の作成です。

令和4年度から貸借対照表を導入する場合、前事業年度(令和3年度)末時点の財産目録や補助簿から把握した各科目の残高を、**会計基準で定められている勘定科目への組替え**を行った上で、土地改良施設の資産評価、減価償却資産の期首残高の算定などの処理を行い作成します。

勘定科目の設定 → **組替後の財産目録の作成** これが開始貸借対照表の基本となります。

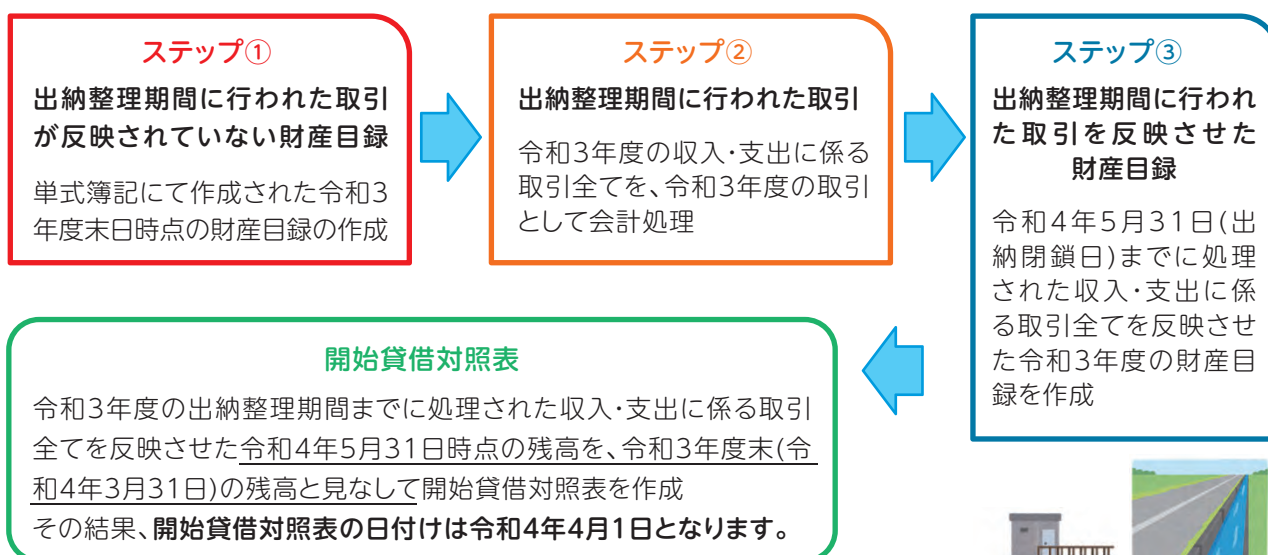
+ **土地改良施設の資産評価額など** = **開始貸借対照表**

◆(参考)組替後財産目録から土地改良区会計基準移行に係る処理の一覧◆

	種 類	移行に係る処理が必要とされる場合
(1)	減価償却資産の期首残高の算定	減価償却資産について減価償却費を計上していない場合
(2)	基本財産と特定資産の期首残高の算定	定款及び規約において基本財産を設定している場合 特定の目的のために資産を保有している場合 (土地改良施設及び積立金等)
(3)	指定正味財産及び一般正味財産の期首残高の算定	開始貸借対照表を作成する全ての場合
(4)	有価証券の期首残高の算定	有価証券を保有している場合
(5)	流動資産から固定資産、流動負債から固定負債	会計期間の移行により、勘定区分の移行が必要となる。

(全土連『令和2年度複式簿記導入促進特別研修テキスト』p.7、9)

5 前事業年度(例:令和3年度として)の出納整理期間の取扱い



農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課『財務諸表等作成要領』p.28、29)



6 「土地改良施設台帳」から「貸借対照表」への転記について

各農業事務所から「土地改良施設台帳」の提供はありましたか？

貸借対照表の作成に当たり、県では土地改良区が管理する施設の情報を整理し、価値を決める「資産評価」を令和元年度から令和2年度まで実施しました。この転記方法については次号で図解します。

7 施設更新事業等に要する費用の積立てについて

貸借対照表作成と同時に、次の計画の策定等が必要となります。

施設更新積立計画(案)	維持管理計画の変更(案)	施設更新積立金管理規程(案)
総(代)会の議決	総(代)会の議決、県認可	理事会の議決
貸借対照表をもとに、施設更新事業等の概要や積立金の算定方法などを記載	1事業年度に要する経常的経費の概算額や施設の耐用年数期間中に必要となる整備補修費(大規模修繕、施設更新事業等を含む。)の予定総額及びその1事業年度当たりの平均額を記載	積立方法、取崩方法、管理方法などを記載。 積立金は、貸借対照表の「資産の部の(款)特定資産、(項)施設更新積立資産」の名称を付して計上



維持管理計画の変更認可後、土地改良区は、当該維持管理計画に基づき、毎年度、法第36条第1項の規定により、将来必要となる施設更新事業等に要する費用も土地改良区の行う維持管理事業に要する費用の一部として、賦課徴収することができます(平成31年2月14日付け農振第2942号「土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の積立てについて」)。



8 帳簿類の整備について

現金預金出納帳などの会計主要簿と並んで重要なのが、会計補助簿です。

補助簿の中でも、貸借対照表作成との関係で特に重要なのが、**土地改良施設台帳、固定資産台帳、備品台帳、積立金台帳、退職給与金要支給額台帳**です。

これらは毎年度その実態を把握の上、貸借対照表に反映させる必要があります。

これまでも、**検査では「積立金台帳が整備されていない。」「固定資産台帳が整備されていない。」**といった指摘を行ってきましたが、貸借対照表を正確に作成するためには、これらの補助簿が基本となることから、きちんと整備・更新しましょう。

なお、会計細則例第43条には、23種類もの補助簿が掲載されています。実態に即して選択し、使用しない補助簿は削除してください。

**監事は、お金(通帳等)だけでなく、固定資産台帳、備品台帳等と「実物」が合っているか(存在するか)を必ず確認しましょう！
職員に任せきりはいけません！**



御不明な点がございましたら、随時農業事務所に相談しましょう。
今号で引用した通知類は、県(耕地課)ホームページにも掲載してあります。

働き方改革編

最低賃金が改正されました。

使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額を定めた制度です。

千葉県では時給 953円（令和3年10月1日支払から）。

これに満たない場合は、違法となります（罰金 50 万円以下）。

労使間で、最低賃金に満たない額での同意があったとしても、その同意は無効とされます。



所定外労働・休日労働について

職員を雇用しており、所定外労働・休日労働がある場合は、その旨規約や就業規程、職員給与規程等に明記しておくことが大事です。規約に規定するときの文言の例を掲載します。

規約改正案	規約例(現行:農林水産省)
(執務時間) 第32条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。 一 執務時間 午前8時半より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。 二 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日のほか、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。 三 業務の都合により、第1条の所定労働時間を超え、又は第2条の所定休日に労働させることがある。	(執務時間) 第32条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。 一 執務時間 午前8時半より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。 二 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日のほか、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。 【備考】 執務時間及び休日については、地域の実情に応じて適宜定めることとする。

なお、所定外労働・休日労働については、次のことにも御注意ください。

- 1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超える所定外労働を行わせる場合、または週に1日の法定休日に休日労働を行わせる場合には、時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)の締結が必要です。

【労働基準法第32条、第36条】

※36協定は毎年(度)締結して労基署への届出が必要です。1回きりではありません。

- 法定労働時間を超える労働には25%以上、法定休日の労働には35%以上、深夜(原則22時～翌5時の間)の労働にはさらに25%以上の割増賃金の支払いが必要です。【労働基準法第37条】

(水土里ネットちば2020年秋号vol.328参照)

～雇用に関することでお困りのときは～ 秘密厳守 相談・専門家派遣無料の

「千葉働き方改革推進支援センター」(厚生労働省委託事業)へ!!

千葉県教育会館本館(県庁前)7階 ☎0120-174-864 ✉hk12@mb.langate.co.jp

または、ホームページに専用申込みフォームがあります。

『水土里ネットちばを見た』とお伝えいただければ対応がスムーズです。

第43回 「水の日」及び「水の週間」関連行事

「全日本中学生水の作文コンクール」 千葉県地方審査会入賞作文

千葉県総合企画部水政課

年間を通じて水の使用量が多く、水についての関心が高まる時期である8月の初日を「水の日」(8月1日)とし、この日を初日とする一週間(8月1日～7日)を「水の週間」として、昭和52年から水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性に対する国民の関心を高め、理解を深めるため、水に関する各種の行事が全国的に毎年実施されています。

また、平成26年に施行された水循環基本法においても、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解や関心を深める日として、8月1日を「水の日」と定め、国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならないとされたところです。

この事業の一環として、「全日本中学生水の作文コンクール」は、次代を担う中学生を対象に、水について理解を深め、考える機会として、国及び都道府県の共催で実施されてきました。

43回目を迎える今年は、県内在住・在学の中学生から、日常生活体験や学習を通じて得られた水の貴重さ、様々な用途で利用される水への理解、水道事業の大切さや環境保全等の大切さなど中学生らしい視点でまとめられた、過去最多の1031編の応募がありました。

令和3年5月27日に開催した千葉県地方審査会において、優秀な作文5編、学校賞5校が選ばれましたので、ここに、最優秀賞及び優秀賞の作文4編をご紹介します。

なお、その他の入賞作文は、千葉県ホームページでご覧いただくことができます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suisei/sakubun/index.html>

水の作文コンクール 千葉県

Q 検索

入賞作文をご覧いただくことで、私たちが普段の生活ではあまり考えることのない「水」について、もう一度考えてみるきっかけにいただければ幸いです。

最優秀賞

【わたしの流れ旅】

千葉市立幕張中学校 2年 佐藤 夏帆

わたしは実にいろんな所を旅している。それは、空だったり、海や川だったり、空気中だったり本当にいろいろ。地面とほぼ垂直な滝を一瞬でかけ下りたことだってある。

海にいたとき。太陽が底意地を發揮し、にらみつけてくるような暑い日だった。突然、ふわぁん。体がどんどん浮く感覚におそわれると、他の仲間と一緒に雲の一部になっていた。わたしは、一滴の水だけでなく、水蒸気として空気中や雲に存在することもできる。空から地上の景観を眺めた。とってもきれい。しかし、それも大きな山々へとぶつかり終わり。水の粒として急降下。まっさかさまに落ちて、地上に戻ってきた。

川にいたとき。油が浮いている場所や、ペットボトルなど、たくさんのゴミが捨てられている場所を目の当たりにしてきた。うまくよけるので精一杯。少し先を泳いでいたカメが、えさだと間違えて食べてしまったのか、ビニール袋を口から出そうとあえいでいる場面を見たこともある。ふつふつと怒りがこみ上がってきた。なんで、平気にゴミを川に捨てられるのだろう。川だけに限らず、海、地上にいる他の生き物たちのことも、なんで考えないのだろう。なんで、みんな落ちているゴミを見て見ぬふりできるのだろう。次々と浮かんできた疑問は分からないことばかりだった。

一度だけ、水道水になったことがある。上流から取水場に入ってしまったため。そのまま浄水場へ行き、200項目くらいの過程を経て、やっと水が送り出される配水管までやってきた。蛇口がひねられたらわたしの出番。どきどき、わくわく、明るい視界が開けると、すぐに下水道の方へ。一瞬で分からなかったけれど、男の子が石けんで手を洗っていた。しかし、水が出しっぱなしだった。それだけのこと、らしい。長い間、ぐるぐる回っていたり、薬品とかき混ぜられたりしたけれど、ひとりの意識のあまさが、水一

滴一滴を無駄にしてしまう。そう考えると、モヤモヤしたもので気持ちがいっぱいだった。

でも、今は浄水場でもなければ雲、川、海でもない。まっくらなところ。どこだろう。流れていく感覚だけが分かる。ずっとずっと流れていく。ずっとずっと……。

少しだけ光の当たっている場所がある。このまっくらな場所は、地面の下なのかもしれない。バケツみたいなものが、光の当たる場所に落ちてきて、わたしたちを持ち上げた。どんどん上に上がっていく。今までがまっくらだった分、とてもまぶしい。一番上まで上がってきたらしい。今度は、透明なグラスの中に入っていく。水の入ったグラスを持っているのは三つ編みをした少女だった。辺りを見渡してみると、草や木が、黄色っぽい砂に植えられている、田舎のような場所だった。とても暑い。太陽がじりじり地上を照らす。力持ちの男の人たちが十数人、他のむらの人たちも少し集まっていた。少女は、グラスの中をうっとりとした表情で見つめている。息を大きく吸ったのが分かった。

「今回は、私たちのために井戸を作ってください。本当にありがとうございます。そして私たちが井戸を使えるように教えてください。……本当にありがとうございます。私たちは、近くに川や湖がなく、そこから生活に必要な水を得てきました。しかし、そこに生活排水やし尿を流してしまい、当然、水が汚れていきました。その水を飲んだ子供達が病気で苦しんだり、亡くなったりしているのを見て、やるせない気持ちでいっぱいでした。帰り道、流した涙、一滴一滴がこの透き通るようなグラスの中の一滴滴なのかもしれません。本当にありがとうございました。」

目に涙をうるませ、グラスの中の水をごくつと飲んだ。少しも無駄にせず。明日は、きれいな水がもっと多く行き渡りますように。



優秀賞

【水の惑星と呼ばれる地球で】

市川市立第三中学校 3年 古木 実希

「水路一つが医者何百人分の働きをする」これは、医師である中村哲さんが話した言葉です。私がその言葉を知ったのは、アフガニスタンで30年以上、医療・かんがい事業・農業支援に取り組んだ中村さんが、その志半ばで銃撃され、亡くなってしまったというニュースでした。

大干ばつに襲われたアフガニスタンで中村さんは、不衛生な水を飲んで、赤痢などの病気で命を落とす人や、飢えに苦しむ人々を見て、この地に必要なのは、薬ではなく安心して飲める水だと確信し、井戸を掘りました。井戸を使うことができれば、泥水や汚染された水を飲まずにすみ、様々な病気で命を落とす人が減る。またかんがい設備が整えば、自給自足が必要となる農村生活で食べて生きていくことができる。中村さんの生涯かけでの取り組みや、残してくれた緑の大地は私たちに水の大切さと、水支援のあるべき姿を教えてくださいました。

しかし、水不足に苦しんでいるのは、アフガニスタンだけではなく。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的に拡大した昨年3月、国連が「手や指の衛生はCOVID-19および他の多くの感染症の拡散を抑えるために不可欠です。水と石けん、あるいはアルコールなどをつかって、定期的に手を洗うことを忘れないでください」と呼び掛けました。世界の3割の人は自宅に水道が通っておらず、遠くの水源まで水をくみに行かなくてはならない人も多い。手を洗うという一番身近で簡単であるはずの予防対策でさえも困難である地域があるという事に私は衝撃を受けました。そして、自分の恵まれた環境に感謝すると同時に水問題が解決すれば何千人、何万人もの命が救われることを知りました。

私たちは水不足に苦しむ人々を直接助けることはできなくても、身近な方法として、油や汚れは拭き取ってから洗うこと、国産品を買うことにより、余分なバーチャルウォーターを減らすこと。マイボトルに水を入れて持ち歩き、海や川を汚すペットボトルゴミを減らすこと。また、これは、大量のボトルウォーターをつくるために、むやみに水源が荒らされることを防ぐことができます。このように私たち一人一人にできることはたくさんあり、そして、これらの行いは、世界の人々と協力し合い、より多くの人と行うことでさらに大きな成果が出るのだと思います。

日本は高度経済成長期に、水の使い方で大きな失敗をしてしまったことがあります。全国の工業施設が排出する汚染物質を河川に流し、なかったことにしてしまったのです。そして、工業排水に含まれる重金属や化学物質は生態系を破壊し、さらに、流域の人々を深刻な健康被害にさらしました。現在はこの反省から、厳しい公害対策を実施し、国土の自然環境は改善されていますが、河川の流域に住む人々や生物に対してだけでなく、水不足に苦しんでいる人々に対しても、同じ過ちは二度と起こしてはいけないと思います。

「水に流す」という言葉は、過去の過ちやいざこざを水に流してしまうように全てなかったことにするという意味ですが、私たち人間がおかしてしまった過ちは水に流すことなく、その失敗と向き合い、後世へ伝えていくべきだと思います。世界の水環境の問題を自分の事としてとらえ行動することが、未来の私たちが住む地球環境をよくするために必要です。平等ではない世界の水の配分、私たちに与えられた命の水に感謝し、大切に使っていきます。

 優 秀 賞

 【知ることは解決に繋がる】

千葉市立泉谷中学校 3年 神山 実織

「水」という言葉を見て、真っ先に頭に浮かんだのは、汚く濁った水を飲むアフリカ諸国の子供たちの、ユニセフのコマーシャルでした。

私が生まれ育った日本では、上下水設備が整備されており、蛇口をひねれば、いつでも安全で美味しい、透明な水をどこでも飲むことができます。特に日本は、水道水をそのまま飲むことができる、数少ない国です。そのような恵まれた国にずっと暮らしていると、いつでもきれいな水が飲めることが当たり前に感じられますが、ユニセフのコマーシャルを見て、その思考は全くの誤りだと強く感じられ、そのような考えが恥だとも感じました。

今、世界全体で六億人以上の人が安全な飲料を継続的に利用できず、年間30万人、一日800人の乳幼児が安全でない水を飲んで、亡くなり、あるべきはずの未来が消えていってしまっています。エチオピアに住むある少女は、わずか5リットル未満の水のために、毎日8時間をかけて、泥や細菌、動物のふん尿などが混じった危険な水を汲みに行くのです。その水は、抵抗力の弱い子供にとっては死に至らしめる危険な水ですが、彼らには「その水」を飲むしかないのです。

その少女にとっての8時間は、どういうものなのでしょう。仮に、安全な水をいつでも汲める井戸が近くにできたら、彼女の8時間はとても有意義なものになり、人生をも変えることができるのではないのでしょうか。

手を洗う水すら得られず、危険な水を飲まざるをえない人達が安全な水を得られたら、彼らの生活はどう変化するのでしょうか。

まず、毎日水汲みに要する時間に学校に行くことができるようになります。学校では、読み書きや、生きていく上で必要な知識の他に、手洗いなどの衛生習慣を学ぶことができます。そして、安全な水を飲

むことで、身体を健康を保てるようになります。加えて、村を出て就職したりするなどの、自分の新しい第一歩を踏み出すことができます。ある村では、井戸をきっかけに子供たちの健康状態、就学率がめまぐるしく上がり、村自体が自立した未来に動き出した、という実例もあります。

井戸が一つできるだけで、多くの人の生活や未来が変わります。そのような未来を目指し、人を救はずの水のせいで亡くなり、輝かしい未来を失う人たちをゼロにするために我々が出来ることは、直接的に支援をしている団体を支え、この事実を広め、少しでも多くの人に知ってもらうことだと、私は思います。「募金」も大切ですが、この事実を深く知って理解し、これらの問題について「考えること」が、何よりも重要なことだと思います。こういう時こそ、比較的恵まれた環境で育った私たちが尽力していくことが、必要となってくるのではないのでしょうか。特に知ってもらいたいのは、企業の人たちです。最近企業が発展途上国への支援や、自然の大切さを伝えるイベントを行っています。ボランティア活動などの力では出来ない大規模で広範囲な活動も、企業の援助があれば行うことができます。大規模で広範囲な井戸掘りを行うことで、多くの人が水で苦しむことが無くなります。綺麗な水を飲むことができるようになったおかげで、学業、就学に精を出すことができるようになります。その企業にとって儲けになりはしませんが、日本のような恵まれた国が団結して支援をしていくことが必要だと思います。

私も当たり前のように水を飲むことができる恵まれた国の中に閉じこもるのではなく、広く深い視野を持ち、将来は世界の問題に目を向けていきたいです。また、個人にこの問題を伝えるだけでなく、企業にも水の大切さを伝えられるような活動を考え、実行していけるようにしたいと思います。



優秀賞

【生命の源の水】



光英VERITAS中学校 2年 高橋 優美

皆さんにとって、水とはどんな存在でしょうか?毎日飲む水・お風呂やトイレの水・料理や洗濯に使う水。私達の生活にとって水は欠かせないものです。人間は、2〜3日水分を摂取する事が出来ないと、生命を維持するのが困難になってしまいます。体内の水分の20パーセントを失うと、死に至る場合もあります。それほど水は大事な物ですが、日本では蛇口さえひねればすぐに水が出てくるために、その大切さが余り認知されていない様に思います。

10年前の東日本大震災の時、我が家は水道だけではなく井戸水もあったので、電気が復旧すると同時に水を使う事が出来ました。しかし、上下水道のインフラがダメージを受けた地域では、長期にわたり水不足に悩まされたそうです。

では、私達が日常生活の中で安定して水を使用するには何が大事でしょうか?日本は海に囲まれています。海水を生活用水として利用する事は出来ません。使用出来るのは、真水です。地球上の水分の約97パーセントは海水です。真水は、わずか3パーセントしかありません。その供給源は、雪解け水や雨や地下水などで、安定したものではありません。特に日本の様に国土が狭く、その殆どが山で平地が少ないため、せっかく降った雨水も直ぐに海に流れてしまいます。

そこで私は、日本の様な国が安定して真水を確保するためには、ダムが大事だと思いました。

ダムには、「洪水調節機能」「河川維持流量の供給」「利水機能」「発電機能」などの目的があります。どれも私達の生活に直結した大事な機能です。

私達の生活に関与するのが「利水機能」です。これは、家庭用水・農業用水・都市用水・工業用水等に使うために水を確保する事です。雨が不足し、ダムの貯水量が低下すると、湖底に沈んだ町が見

えてきたと言うニュースを耳にする事があります。千葉県房総半島は山の頂上から海までの距離が短いので、ダムでしっかり貯水しないと、すぐに生活用水が枯渇してしまいます。実際、昨年末に南房総小向ダムが水不足により貯水量が減少し、断水開始が懸念されていました。地元の人々が節水や給水されていたり、ダムへの注水の映像をテレビで見るたびに、水は私達の命に関わる大切なものだと感じました。私はつい、水を流しながら髪や体を洗ったり、歯を磨いたりしてしまいますが、水が不足した時だけでなく、普段から節水して使うべきなのだと反省しました。

私は今まで3回程、黒部ダムに行った事があります。山奥の大自然の中に威風堂々とそびえ立つ黒部ダムは圧巻でした。ダムは自然を破壊し、そこに住んでいた人々に移住してもらわなくては建設出来ません。人間が生きていくためには、多少の犠牲は仕方がないと思いがちですが、ダム建設は人間と自然が共存するためには必要不可欠だと思います。

水は誰かの専有物ではありません。生きとし生ける全ての物です。私の祖父は、行政で下水処理の仕事をしていました。残念ながら私が幼少の頃に亡くなったので、水や汚水について話をした事はありませんが、日頃から、「使って汚した水は、きれいに自然に返さなくてはいけない。」と話していたそうです。私もその通りだと思いました。

「家庭の排水口は海の入り口」とも言うそうです。今の私の力では大きな事は出来ませんが、排水口にごみを流さない、川や海などにごみを捨てない、ごみを分別するなどの小さな事をしていこうと思います。

限りある大切な水。今後は、当たり前にあると思わず、大切に使っていきたいです。

「森づくり活動」から 「持続可能な開発目標(SDGs)」活動へ

水土里ネット千葉

令和3年7月29日、昨年同様に千葉県旭市神宮寺浜地内「海岸県有保安林(第2・緑の募金の森)」にて平成30年2月に植樹された「抵抗性クロマツ」「トベラ」「マサキ」の4回目の下刈り作業が行われました。この森は、東日本大震災の被害を受けた海岸林再生活動のシンボリックなフィールドとして設置されたものです。

本会では昨年同様CSR活動の一環として参加しました。当日は千葉県北部林業事務所職員の方から、海岸県有保安林の再生・整備についての説明があり、特に松くい虫被害の拡大や10年前の津波による塩害による被害の概要や海岸保安林整備等の対策や課題等の説明があり、「森づくり活動」のような地味な活動の重要性を感じ取ることができました。

未だ収束の出口が見えない新型コロナウイルス感染症により、昨年同様感染防止の対策がとられ、マスク着用での下刈り作業となりました。天候は曇りで海風があるといっても、静砂垣(竹簀)の中での作業は、長時間連続での作業は私たち素人には「キツイ」もので、こまめな休息と水分補給しながらの活動でした。



▲作業終了後の集合写真



▲下刈り格闘中の連合会職員



▲作業後の緑の募金の森：緑眩しく清々しい!!!

今回の活動は、SDGs(持続可能な開発目標)への取組みの一環でもあります。

森林分野においては17の目標のうち、14の目標の達成に貢献できるといわれており、海岸林の下刈り活動では5つの目標に貢献できたようです。

その目標は、「11.住み続けられるまちづくりを」「13.気候変動に具多的な対策を」「14.海の豊かさを守ろう」「15.陸の豊かさも守ろう」「17.パートナーシップで目標を達成しよう」です。

近い将来、「緑の募金の森」が海岸保安林として効果が発揮できるよう活動に参加し見守っていきたいと感じました。



第27回 美しい農村環境写真コンテスト 審査会の開催

水土里ネット千葉 総務部総務課

美しい農村環境写真コンテストは「誰もが住んでみたい美しい農村環境」をテーマに平成7年より毎年開催しており、今年度で第27回となりました。今回は69名の方から170点の作品が集まり、応募していただいた作品の審査会を7月14日に開催しました。今年度も新型コロナウイルスの感染防止の影響から、応募人数や作品数がやや少なかったようですが、このような状況の中でもご応募していただいた方々、本当にありがとうございました。

審査の結果、千葉県知事賞や千葉県土地改良事業団体連合会長賞などの各賞を決定いたしました。



審査会の様子▲▶



▲講評をしている田村先生

今回も前回同様、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を考慮し、残念ながら表彰式は中止とさせていただきますが、後日、入選者の方々には賞状と副賞を郵送にて送付いたしました。

また、例年どおり、作品の展示を千葉市内にありますQiball(きぼーる)1階のアトリウム「きぼーる広場」で入選作品及び応募いただいた中から展示希望のあった作品についても8月10日から13日までの4日間展示いたしました。

展示写真を鑑賞していただいた方から、「千葉県にもこんなに素晴らしいところがたくさんあって、いつか訪れてみたいです。」「いろいろな季節の写真があっていいですね。」と感想をいただきました。

また、入賞した方が、表彰式はありませんでしたが展示はしてあるということで、きぼーる広場で観にきていただき、展示の様子を喜んでおりました。

ぜひ、令和4年度開催の第28回美しい農村環境写真コンテストにも応募していただきたいと思います。

(次回の開催案内は巻末をご覧ください。)

入選作品の講評

講評 特別審査員 田村民雄氏
(元日本写真文化協会)
(撮影者:敬称略)

千葉県知事賞



「干潟八万石に虹が」

撮影場所：旭市琴田
撮影者：渡邊 良一

予感はさすがでしたね。虹は、地上のすべてを祝福すると言われております。たわなに実った収穫間近の稲穂と、青い空に浮かぶ白い雲とのコントラストを見事に表現しております。

千葉県土地改良事業団体連合会長賞

「まるでジブリの世界」

撮影場所：市原市 かずさくぼ駅
撮影者：平野 博之

おとぎの国に入り込んだような世界観を、巧みに作品にしました。風の状態の田んぼをシンメトリーな構図で表現し、空の青さが微かに残る時間帯に撮影したのはさすがですね。



特別賞(千葉県農村振興技術連盟賞)



「五月の風」

撮影場所：香取市 撮影者：小林 幸二

泳ぐのにお疲れになった鯉のぼりですか。この日は微風だったのかな。しかし、一人黙々と田植え作業に従事する農家の方には、思い出いっぱいの鯉のぼりでしょう。ホッとする写真です。

特別賞(千葉県多面的機能推進協議会賞)



「デッドヒート」

撮影場所：木更津市祇園 撮影者：黒須 俊夫

思わず、笑いの出る写真ですね。素晴らしいシャッターチャンスです。子供たちの真剣かつユーモアある表情と、後方で心配そうに見守る皆さんの笑顔が、今の時代にもってこいです。

特別賞(ちば水土里支援パートナー賞)

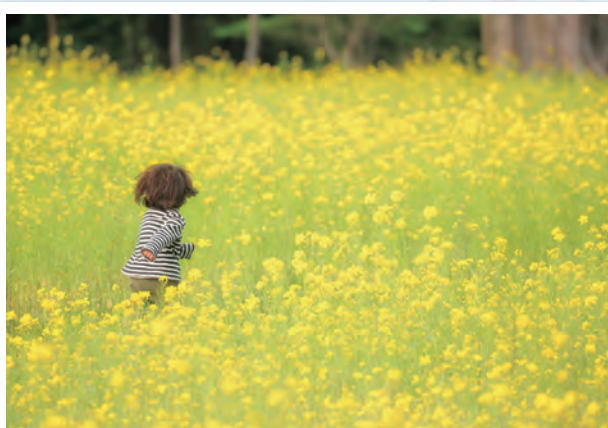


「枝豆収穫体験」

撮影場所：市原市宮原 撮影者：関口 英雄

今、肖像権の問題で、気軽に人物を入れたスナップ写真を撮れない世の中になってしまいました。作者はちゃんとお断りをして撮ったとの事、さすがですね。ただ、主役の子供たちは枝豆収穫よりゲームに夢中？

金 賞



「春を駆ける」

撮影場所：芝山町朝倉付近 撮影者：入岡 一郎

人は、幸せって何から感じるのでしょうか。この写真からは子供の表情を見ることはできませんが、菜の花畑を謳歌している幸せを感じます。菜の花の世界をソフト調に仕上げたのは良かったですね。

銀 賞



「ダイコン作り」

撮影場所：銚子市三宅町

撮影者：名雪 照子

ダイコンの苗床作りの様子を、広角レンズを巧みに駆使して撮影し、迫力ある画面に仕上げております。農作業中の方々を何気なく画面に入れることにより、動きのある写真になりました。



「排水路の主」

撮影場所：柏市上利根水路

撮影者：松丸 正

今にも飛び出そうとする瞬間を、シャッターチャンス良く撮らえております。何度もこの餌場に通って撮った1枚ですか。排水路と思えない水面の映り込みが、印象的に表現されております。

銅 賞



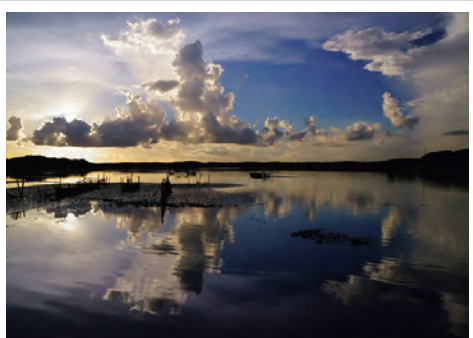
「ステイホーム」
撮影場所…香取市
撮影者…小堀 日路斗

可愛い被写体を見つけて撮りましたね。構図も良く、シャッターチャンスもばっちりです。タイトルは2020年～2021年の、いつまでも記憶に残る流行語ですね。これからはカエル(昆虫)好き?写真好き?



「町歩田の写り」
撮影場所…いすみ市
撮影者…波多野 保

早朝の青みがかった世界、まるで絵画のようですね。朝日に照らされた白い家が水を張った田んぼに美しく映り込み、白く輝く軽トラを画面に入れた事により、広がり感ある写真にしております。



「夏のうつろい」

撮影場所：印西市山田(印旛沼) 撮影者：鈴木 康雄

秋空に舞い上がる入道雲を、逆光でダイナミックに表現しております。刻々と変化する気象状態は、自然写真を撮る方には最高の撮影条件と言われております。沼面の映り込みが印象的です。

佳 作



「春の竹林」

撮影場所：大多喜町平沢
撮影者：山口 尹子

良く手入れの行き届いた竹林ですね。カーブした道の先には、今が盛りの梅の花。素晴らしいロケーションですね。風に揺れる竹の微かな動きを上手に表現し、構図良く仕上げております。



「韋駄天」

撮影場所：大網白里市菅野
撮影者：加藤 良正

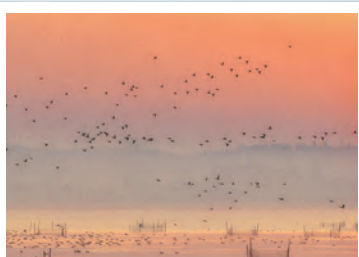
テレビドラマの番組宣伝の一コマですか。世の中が落ち着いていたらこのようなシーンが日本全国で見られたでしょう。のどかな田園風景の中、農作業の手を休めて応援する姿を良く撮りました。



「サヨナラ、ガスタンク」

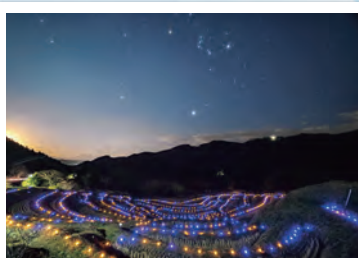
撮影場所：富里市新橋
撮影者：新田 幸雄

青空の中に舞い上がる雲までが別れを惜んでいるようですね。富里のシンボルが無くなってしまったのですか。写真はいつまでも記録として残ります。これが写真の力ですね。大切にしてください。

「野鳥舞う
印旛沼の朝」

撮影場所：印西市吉高
撮影者：入岡 一郎

何度も通っている撮影地ですか。自然写真は天候に大いに左右されますからね。素晴らしい朝焼けと朝靄のグラデーションの中を、舞い遊ぶ野鳥をシャッターチャンス良く撮りましたね。

「オリオン輝く
千枚田」

撮影場所：鴨川市千枚田
撮影者：平野 博之

千枚田を浮き立たせる灯と、夜空に輝く星空の明かりを見事にマッチさせて撮った写真ですね。多分、日没をねらったの撮影時間帯と思いますが、かすかに残る空の薄明かりが効果的です。



「天の川燃え立つ」

撮影場所：鴨川市
大山千枚田
撮影者：山口 正明

この日を狙っていた訳ですね。深夜に撮影に出掛けるほど素敵な撮影条件と、ロケーションでした。鴨川千枚田辺りでは外光も少なく、きれいな星空を撮ることが出来るのでしょうか。



「最後の見廻り」

撮影場所：柏市上利根
撮影者：松丸 キク

夕日の輝く見事なビニールハウス群ですね。これ以上無いであろう撮影時間帯にシャッターを切りました。見回る農夫の姿を巧みに画面に入れ、静かな画面に動きを表現しております。



「初めての体験」

撮影場所：柏市上利根
撮影者：松丸 正

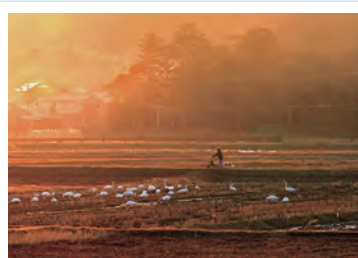
事前に説明を受けて水田に入った事と思いますが、いざ入ったら何をしようのか戸惑っている姿を良く撮らえております。彼らが農業に興味を持ってくれたら、日本の将来も明るいのに。



「里山の整備」

撮影場所：米沢の森
撮影者：香川 八束

自然を大切にする皆さんのボランティア活動の一コマですね。皆さんのこのような日々の活動が無ければ、里山は保持できないですね。また、この活動を写真で記録に残す事は大事な事です。



「散歩道」

撮影場所：いすみ市下布施
撮影者：井上 久雄

白鳥の飛来地はすいぶん多くなりました。この地にも毎年訪れるのでしょうか。それにしても見事な夕焼けでしたね。真っ赤な印象的な情景の中に、白鳥と、愛犬を伴っての散歩する姿を良く撮らえております。

美しい農村環境写真コンテスト

第28回

テーマ 誰もが住んでみたい美しい農村環境

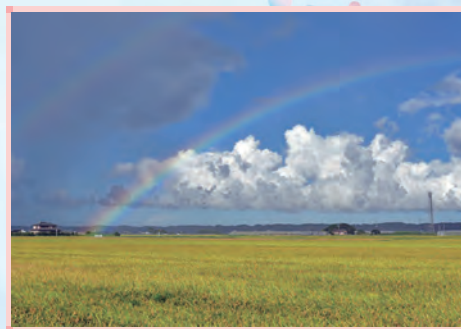
あなたが見つけた美しい農村や農村環境、
農村におけるさまざまな活動を写真におさめてみませんか。



第27回 千葉県土地改良事業団体連合会長賞



第27回 ちば水土里支援パートナー賞



第27回 千葉県知事賞



第27回 千葉県農村振興技術連盟賞



第27回 千葉県多面的機能推進協議会賞

応募規定

■千葉県に在住、在勤または在学の方なら誰でも応募できます。

■応募作品

- 千葉県内で撮影された未発表のものに限ります。
- カラープリントの単写真で1人3作品までとします。
- 写真サイズは四つ切りサイズ(四つ切りワイドでも可)及びA3・A4サイズとします。
- 合成写真や過度の画像補整などの加工した写真は対象外とします。
- 入賞作品は1人1点とさせていただきます。ただし佳作はこれに限りません。
- 入選作品の著作権は応募者本人に帰属します。
なお、使用权は主催者及び後援者に帰属するものとし、広報のための資料や、ポスター・チラシ・ホームページ等に無償で使用させていただきます。
- 入選作品は後日、原版(ネガ、ポジ、デジタルデータ)の提出をお願いしています。
- 入選作品以外の応募作品も展示会等において展示することがありますので、ご了承ください。(展示を希望しない場合は必ず応募票記載欄の「希望しない」を○で囲んでください。)

■その他

- 応募票(コピー可)は全て記入し応募作品の裏に貼り付けてください。

応募締切 令和4年6月10日(金)(当日消印有効)

〔応募先〕〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5
千葉県土地改良事業団体連合会 総務部総務課
(愛称:水土里ネット千葉)
TEL 043-241-1711 FAX 043-248-2563

注意事項

- 撮影の際は農地や農業施設への無断立ち入りや農地を荒らすことのないよう注意してください。
- 応募作品は原則として返却いたしません。返却を希望する場合(入選作品以外)は、送料相当分の切手と返信用の封筒を同封してください。同封が無い場合は返却することができませんので、ご了承ください。
- 複数作品を応募する際は、それぞれの作品に汚れや傷が付かないように送付してください。
- 応募作品の取り扱いについては汚れ・破損などに十分注意いたしますが、万が一の事故に対する責任は負いかねますので、ご了承ください。
- 被写体が人物の場合は、必ず本人の承諾を得てください。未成年の場合は親権者の承諾も必要です。(被写体の肖像権侵害等については応募者の責任とします。)
- 他のコンテスト等で入選した同一作品または類似作品の応募はできません。
- 要件に違反した場合は、発表後でも作品の入選を取り消す場合があります。
- 応募票に記入していただいた個人情報、本会の個人情報保護方針に基づき適正に取扱い本コンテストの目的以外に使用することはありませんが、入選作品の発表や作品展示にあたり氏名・住所(市町村名まで)・性別・年齢を公表する場合がございます。

各賞

- | | |
|----------------------|--------------------------------|
| ■千葉県知事賞 …… 1点(賞状・副賞) | ■千葉県土地改良事業団体連合会長賞 …… 1点(賞状・副賞) |
| ■特別賞 …… 3点(賞状・副賞) | ■金賞 …… 1点(賞状・副賞) |
| ■銀賞 …… 2点(賞状・副賞) | ■銅賞 …… 3点(賞状・副賞) |
| ■佳作 …… 数点(賞状・副賞) | ■参加賞 …… 入選者以外の方に粗品進呈 |



水土里ネットちば 332号 (令和3年10月発行)

発行

水土里ネット千葉(千葉県土地改良事業団体連合会)
〒261-0002 千葉市美浜区新港249番地5
TEL.043-241-1711(代)/FAX.043-248-2563(代)

印刷

株式会社ニッセイアド
〒264-0026 千葉市若葉区西都賀4-18-3
TEL.043-206-7752/FAX.043-206-7753